

令和3年4月1日より介護保険制度、障害福祉サービス制度が改正されます。

3年ごとに見直しが行われることとなっている制度ですが、昨年6月に交付された法律改正により各制度の目標設定が行われ、基準改正によりサービス事業者の運営上求められるものが定められ、報酬改定によりご利用料金が決まるということになります。

今回の改正では「感染症や災害への対応力の強化」がこれまで以上に求められるようになりました。内容は事業者が取り組むべき基準改正となります。

①感染症の発生及び蔓延の防止等に関する取り組みの義務化

委員会の開催や指針の整備、研修の実施やシミュレーションを含む訓練が経過措置期間を設けながら義務化されます。

②業務継続に向けた計画等の策定や研修、訓練等の実施の義務化

感染症や災害が発生した場合でも、必要なサービスが継続的に提供できる体制を構築する。

③地域と連携した災害対策の推進

地域住民の参加が得られるように連携に努める。

その他にも地域包括ケア、福祉人材確保、制度の持続可能性など様々な改正内容がありますが、ご利用頂いている皆様に大きく関わりのあるご利用料金の変更報酬改定につきましては、デイサービスの来年度体制を整えた3月下旬にご説明させて頂き、確認書類の作成を行いたいと思いますのでご理解とご協力をお願い致します。



コロナウィルス予防の仕方！

この一年間、毎号「新型コロナウイルス感染症」に関する情報提供を行ってきましたが、今号では近隣の小笠北小学校の児童から頂いたリーフレットをご紹介します。

感染症について学んだことから予防法としてまとめたとのこと。

【必要なことがしっかりまとめられていると思います。】

社会全体がこれまで経験したことのない不安を抱えている中、思いやりの心ひとつひとつが不安の解消に繋がっていくことが感じられる出来事でした。

◎菊川市農業振興会様よりフラワーアレンジメントを頂きました。

10月に引き続き、とてもきれいなお花のプレゼントが届きました。お花にはストレスを緩和する効果もあると言われ、感染症による制限のある生活に力を発揮してくれると思われまます。

◎節分行事で厄払いをしました。

今年も節分豆まきを行いました。登場した鬼に向かって（手の運動として丸めた新聞紙玉）を元気よく投げ、季節感を味わいながら身体の様々な部分を動かしました。

